

市内中小企業等の事業継続に向けた支援金 (地域産業支援金) について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている中小企業等に対して、事業の継続を下支えするための支援金を支給するもの。

2. 対象

- 市内に本社・本店を置く中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- 医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人等

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する協力金の給付を受ける事業者は対象外。

3. 要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、2月から6月までのうち、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少していること。

4. 支給額

1事業者あたり20万円

5. 申請手続き

詳細については検討中ですが、国が実施する「持続化給付金事業」の申請書類又は「中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証等の認定申請」と同等の書類をご用意いただく予定です。

(例)

- ・ 法人については登記事項証明書、個人については確定申告書の写
- ・ 実施している事業が分かる書類（許認可書、パンフレット等）
- ・ 売上高等が分かる書類（試算表、売上台帳等） など